

## 出先機関改革における再検討結果について (ハローワーク)

「出先機関改革の再検討の指針」を踏まえ、自治体が見直しを特に強く望んでいるハローワーク関係業務について、新たに、地域の主導性を発揮できる画期的な改革案を提案

特区方式による国と自治体（都道府県・市町村）の一体運営方式のハローワークの創設  
(自治体によるハローワークへの指示を初めて可能に)

## 再検討結果について(ハローワーク)

### 特区方式による

### 国と自治体（都道府県・市町村）の一体運営方式のハローワークの創設

（自治体によるハローワークへの指示を初めて可能に）

# 特区方式による国と自治体（都道府県・市町村）の一体運営方式のハローワークの創設

（自治体によるハローワークへの指示を初めて可能に）

## 【目的】

- 地域の実情に即した自治体の意向を踏まえた職業紹介サービスの提供
- ハローワークを核として他のサービスを含めた、雇用・生活サービスのワンストップ化を実現

特区において、職業紹介、福祉相談、住宅相談、職業訓練などを総合的に提供する国と自治体の一体運営施設を創設。一体運営施設においては、都道府県に加え、市町村も参加し、自治体がハローワーク(国)に指示できる制度を創設。

## 【一体的運営施設を支える法的枠組み(法定事項)】

### ○ 「雇用対策協定」の締結

自治体から国に対する要請権と国の誠実応諾義務

### ○ 「運営協議会」の設置

自治体、国、地域の労使等が参加し、運営

### ○ 自治体の指示権の創設

自治体から一体運営施設の職業相談・職業紹介業務に対する指示を可能

### ○ 一体運営施設

職業紹介、福祉相談、住宅相談、職業訓練などを総合的に提供

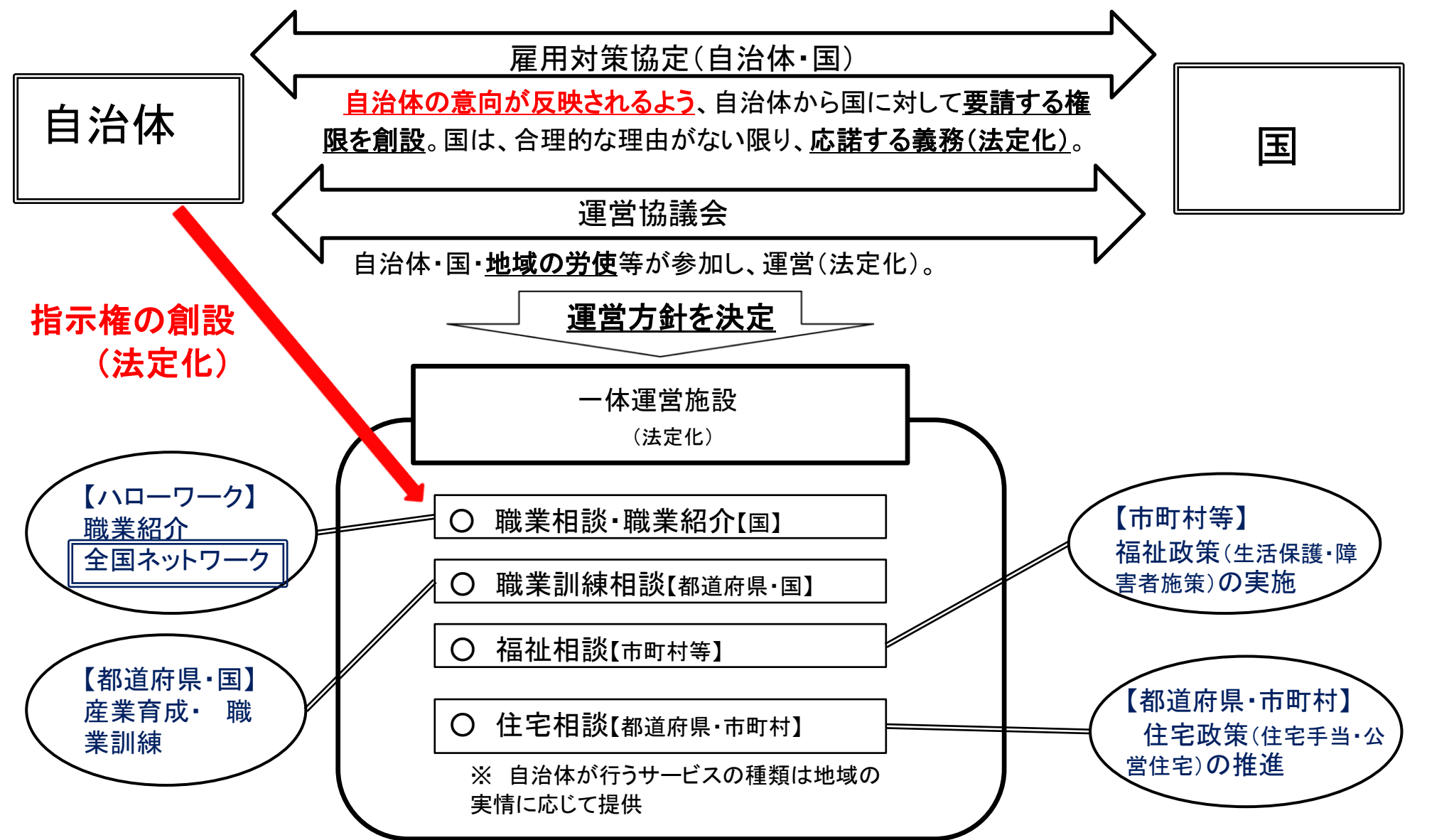
※自治体の指示権、一体運営施設の法的位置付け等について、今後、関係省庁と協議し、検討。

国と自治体が一体的に  
サービスを提供できる法的  
枠組みを創設

## ◎ 特区方式の理由

- ・ 一体運営施設の職業相談・職業紹介業務は、国だけでなく、自治体からも「指示」がされる。そのため、自治体と国の「指示」が円滑に調整され、職業相談・職業紹介業務が適切・的確に実施されるか、検証を行う必要。
- ・ 検証結果を踏まえて、全国展開。

(特区方式による一体運営施設のイメージ)



◎ 各事業は、雇用対策協定や運営協議会の運営方針を踏まえ、それぞれの実施主体が責任をもって実施。

※ 自治体からの指示権、一体運営施設の法的位置付け等は、今後、関係省庁と協議し、検討。